

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付け及び同年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人によれば、請求人は○年○月頃からA所在の会社B（以下「会社」という。）の事業主に雇用され、現場作業員として就労していたところ、○年○月○日、現場における作業中に腰部を負傷したという。
- 2 請求人は、○年○月○日、C医療機関に受診し「腰痛症、腰椎椎間板ヘルニア疑い」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が○年○月○日から○年○月○日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人は労働基準法第9条に規定する労働者とは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人が労働基準法第9条に規定する労働者であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、○年○月頃から会社に雇われていた旨を述べ、労働者であったと主張する。

(2) しかしながら、決定書理由(略)に説示のとおり、C社長は、請求人を雇用したことはなく、労働時間や賃金の取り決めをしたことや請求人に対し現場で作業を指示したこともないと述べていること、一件資料を精査しても雇用関係を裏付ける客観的な資料が見当たらないこと、賃金の支給等を証明する客観的資料も認められないこと、請求人が雇用関係を裏付ける資料として提出した出勤管理表は、請求人自身が作成したものにすぎないことなどに照らし、請求人の主張は採用することができない。

(3) 以上によれば、決定書理由(略)に説示のとおり、請求人が会社に雇われていたとする事実を認めることはできず、労働基準法第9条に規定する労働者すなわち労災保険法上の労働者であるということとはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。